

福岡県公報

令和5年7月11日
第 413 号

目次

告 示 (第470号 - 第472号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) 1
 - 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
 - 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- ### 公 告
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) 2
 - 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 2
 - 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 2
 - 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住宅計画課) 3
 - 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (防災企画課) 3
 - 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (防災企画課) 4
 - 大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条
例に基づく災害の指定内容の変更 (防災企画課) 4
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 4
 - 令和5年度福岡県家畜講習会の開催 (畜産課) 4
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 5
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 6
 - 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等

- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 6
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 7
- 令和4年度福岡県市町村職員共済組合の決算の公告 (行財政支援課) 8

告 示

福岡県告示第470号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	193	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内 八女交通安全協会 会長 池田 政光	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内 八女市黒木町桑原212-1 八女交通安全協会東部事務所内	令和5年 6月3日
旧事項	193	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内 八女交通安全協会 会長 小川 健之	八女市本町559-2 八女交通安全協会会館内 八女市黒木町桑原212-1 八女交通安全協会東部事務所内	

福岡県告示第471号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

定期発行日 毎週火金曜日
 [発行] 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 [作成] 〒810-0011 福岡市中央区高砂一丁目6番19号
 福岡県 総務部行政経営企画課 株式会社西日本高速度印刷
 (電話) 092-643-3028 (電話) 092-531-1766

飯塚	国道	200号	前	飯塚市目尾359番先から 飯塚市柳橋1065番先まで	10.0 ～ 19.0	232.0
			前	飯塚市目尾359番先から 飯塚市柳橋1065番先まで	10.0 ～ 16.0	236.0
			後	飯塚市目尾359番先から 飯塚市柳橋1065番先まで	11.3 ～ 19.0	232.0

福岡県告示第472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年7月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	200号	飯塚市目尾359番先から 飯塚市柳橋1065番先まで

公 告**公告**

解散した清算法人 宮若市金生土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
-----	-----

石松 國勝	宮若市金生438番地
塚本 謙治	宮若市金生1265番地
野見山 國嗣	宮若市金生531番地2
石松 勝昭	宮若市金生303番地
花田 博幸	宮若市金生1313番地

公告

解散した清算法人 大村青畑土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
山中 健嗣	豊前市大字大村1506番地4
上野 守	豊前市大字大村1574番地1
後小路 克	豊前市大字大村1857番地1
清原 三春	豊前市大字大村1833番地3
井上 稔	豊前市大字大村992番地2
谷中 隆之	豊前市大字大村320番地

公告

糸島市志摩土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏名	住所
小金丸 義文	糸島市志摩芥屋1096番地 1
岩永 綾夫	糸島市志摩稲留233番地 3
小金丸 満	糸島市志摩久家2861番地
吉原 英機	糸島市志摩野北343番地
樗木 和英	糸島市志摩井田原300番地 1
吉村 龍美	糸島市志摩師吉865番地
原田 正成	糸島市志摩桜井3358番地

2 退任監事

氏名	住所
山崎 秀夫	糸島市志摩岐志47番地
洞 龍二郎	糸島市志摩桜井2244番地
中村 繁治	糸島市志摩桜井2100番地

3 就任理事

氏名	住所
小金丸 義文	糸島市志摩芥屋1096番地 1
岩永 綾夫	糸島市志摩稲留233番地 3
小金丸 満	糸島市志摩久家2861番地
吉原 英機	糸島市志摩野北343番地
吉村 龍美	糸島市志摩師吉865番地

4 就任監事

氏名	住所
洞 龍二郎	糸島市志摩桜井2244番地
中村 繁治	糸島市志摩桜井2100番地

公告

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人を指定したので、同法第41条第1項の規定により次のように公示する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	支援法人の住所	支援業務を行う事務所の所在地	指定年月日
NPO法人祥雲	太宰府市連歌屋三丁目11番1号	太宰府市連歌屋三丁目11番1号	令和5年6月28日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。）（平成28年6月28日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成28年6月28日から令和5年7月26日までの間

（変更後）平成28年6月28日から令和7年7月26日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和5年6月28日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成29年7月5日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（平成29年7月12日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）平成29年7月12日から令和5年7月11日までの間

（変更後）平成29年7月12日から令和7年7月11日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和5年6月28日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和3年8月11日からの大雨による災害（災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第4号に該当する災害として災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたもの。）（令和3年8月20日指定）

2 変更の内容

指定の有効期間

（変更前）令和3年8月20日から令和5年8月19日までの間

（変更後）令和3年8月20日から令和7年8月19日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和5年6月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

（第3工区）田川郡添田町大字添田字原野山1793番18から1793番23まで、字ヲク2531番1、2531番4、2531番5及び2531番7から2531番9まで並びに字岩山2532番13、2532番106及び2532番190から218番まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川郡添田町大字添田2151

添田町長

寺西 明男

公告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、令和5年度家畜商講習会を次のとおり開催する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 講習の目的

家畜の取引の業務に必要な知識の修得を図る。

2 講習の対象者

家畜の取引の業務を行うため家畜商免許を必要とする者

3 開催日時及び場所

日 時		場 所
令和5年10月2日（月曜日）	午前9時00分～ 午後5時00分	福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁地下1階行政2号会議室
令和5年10月3日（火曜日）	〃	

4 講習科目

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	4
家畜の品種及び特徴	4
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	6

5 受講手続

(1) 提出書類

ア 家畜商講習会受講申込書（以下「受講申込書」という。）

必要事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向きのもの）を所定の位置に貼付すること。

イ 6の講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写し

(2) 提出先

福岡県農林水産部畜産課中小家畜係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(3) 提出期限

令和5年9月1日（金曜日）

(4) 受講申込書の配付

農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所で配付する。

(5) 受講手数料

3,100円（福岡県領収証紙によること。）

講習会第1日目の受付手続時に提出すること。

(6) 講習会の受付

講習会第1日目の午前8時30分から午前9時までに講習会会場受付に受講手数料3,100円（福岡県領収証紙によること。）を持参し、受付手続を済ませること。なお、講習会開始後は受け付けない。

6 講習の特例措置

獣医師法（昭和24年法律第186号）第3条の規定による獣医師の免許を受けている者及び家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許を受けている者に対しては、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の4第1項第2号及び第3号に掲げる事項の講習の全部又は一部を免除する。なお、講習の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証又は家畜人工授精師免許証の写しを家畜商講習会受講申込書に添付し、提出すること。

7 修了証明書の交付

所定の講習科目を修了した者には、修了証明書を交付する。

8 その他

(1) 受講者は、筆記用具を持参すること。

(2) 講習会で使用するテキスト「家畜取引の知識改訂版」は、講習会当日に講習会会場受付においてあっせんする（3,500円程度）。

(3) 受講手続その他の手続についての問合せは、農林水産部畜産課又は福岡県の農林事務所に対して行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ラ・ムーみやま店

(2) 所在地 みやま市瀬高町大江字一本木2348-1他5筆

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 歩行者の通行の利便の確保等

当店舗の出入り口は交差点付近であり、また、地元住民の生活道路及び通学路として使用されているので、安全対策を徹底すること。

(2) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

市環境衛生課と協議を行い、分別によるリサイクル等廃棄物の減量に努めること。

(3) 騒音の発生に係る事項

駐車場又は各機器から発生する騒音について、近隣住民からの苦情がでないよう対応をすること。また、搬入搬出車両等の騒音についても配慮をすること。

(4) 廃棄物に係る事項等

市環境衛生課と協議を行うこと。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 シュロアモール筑紫野西側敷地

(2) 所在地 筑紫野市原田836番地4外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項について

・駐車場の設置について、駐車場法（駐車場法施行令）、及び福岡県福祉のまちづ

くり条例の基準に適合させてください。

・駐車場から市道への出口付近について、左右の見通しを確保するとともに、安全に出入りできるような万全を期してください。

・入庫のピーク時に市道において駐車待ちの行列の発生が懸念されるので周辺交通に支障をきたさないよう敷地内スペースへの円滑な誘導等の対策を講じてください。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等について

・車両が敷地から市道に出る際は、歩道を通行中の一般歩行者の安全に配慮し、敷地側に一旦停止を促す路面標示及び注意看板の設置等対策を講じてください。

(3) 騒音の発生に係る事項について

・変更後も騒音に関して苦情が発生しないように配慮をしてください。

・苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

(4) 街並みづくり等への配慮等について

・看板等の広告の設置する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づき、手続きを行ってください。

・原田第1地区地区計画の区域内であるため、地区整備計画の内容に合致した街並み作りを行ってください。

(5) その他

・変更後も騒音以外（振動・悪臭・低周波音など）についても苦情が発生しないように配慮してください。

・苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 シュロアモール筑紫野東側敷地
 - 所在地 筑紫野市原田836番地5外
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
 - 駐車需要の充足等交通に関する事項について
 - 駐車場の設置について、駐車場法（駐車場法施行令）、及び福岡県福祉のまちづくり条例の基準に適合させてください。
 - 駐車場から市道への出口付近について、左右の見通しを確保するとともに、安全に出庫できるよう万全を期してください。
 - 入庫のピーク時に市道において駐車待ちの行列の発生が懸念されるので周辺交通に支障をきたさないよう敷地内スペースへの円滑な誘導等の対策を講じてください。
 - 歩行者の通行の利便の確保等について
 - 車両が敷地から市道に出る際は、歩道を通行中の一般歩行者の安全に配慮し、敷地側に一旦停止を促す路面標示及び注意看板の設置等対策を講じてください。
 - 騒音の発生に係る事項について
 - 変更後も騒音に関して苦情が発生しないように配慮をしてください。
 - 苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。
 - 街並みづくり等への配慮等について
 - 看板等の広告の設置する場合は、福岡県屋外広告物条例に基づき、手続きを行ってください。
 - 原田第1地区地区計画の区域内であるため、地区整備計画の内容に合致した街並み作りを行ってください。
 - その他
 - 変更後も騒音以外（振動・悪臭・低周波音など）についても苦情が発生しないように配慮してください。
 - 苦情が発生した場合は誠意ある対応をしてください。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和5年7月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 届出年月日
令和5年6月27日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 (仮称) ヤマダデンキ久留米中央店
 - 所在地 久留米市東櫛原町字太田2854番1外
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
有限会社ミリオン企画	代表取締役 清水 孝二	福岡市中央区渡辺通一丁目1番1号サンセルコビル4階

- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社ヤマダデンキ	代表取締役 上野 善紀	群馬県高崎市栄町1番1号

- 大規模小売店舗を新設する日
令和6年2月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
7,962平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
敷地内平面部	145
店舗棟西側	324
合計	469

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物敷地南側	22

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
店舗棟西側	65

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物敷地北側	70.0

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダデンキ	午前10時00分	午後10時00分

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
3箇所	建物敷地東側、南東側及び南側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後11時00分

雑報

福岡県市町村職員共済組合公告

地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)第22条第3項及び地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第67条の2の規定に基づき、令和4年度決算の要旨を公告する。

令和5年7月11日

福岡県市町村職員共済組合
理事長 高木典雄

損益計算書の要旨

(単位:千円)

取	経理区分	短期	厚生年金 保険	退職等 年金	経過的 長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
	負担金	8,481,222	19,490,970	1,024,537	139,215			268,481	298,157			
	掛金(組合員保険料を含む)	8,107,704	12,449,035	1,024,525					224,868			
	特定健康診査等収入								117,443			
	組合員貸付金利息										17,334	
	受託商品手数料											11,753
	補助金・交付金	1,316,407						109,833			85	
	利息及び配当金等					1,141	23,673	28	423	588,804		
	その他の収入	25,107						31				380
	他経理から繰入金							51,101				
	前年度支払準備金	1,131,169										
入	計	19,061,609	31,940,005	2,049,062	139,215	1,141	23,673	429,474	640,891	588,804	17,419	12,133
支	給付金	8,779,360										
	役員給与							194,502	32,175	15,219	5,811	1,964
	旅費・事務費							17,864	3,475	12,093	2,425	223
	支払利息					1,141	23,673			436,451	1,140	4,290
	前期高齢納付金、後期高齢・病床支援金	6,143,944										
	退職者拠出金、介護納付金	1,726,488										
	連合会払込金	194,294										
	連合会拠出金	731,065										
	連合会分担金							13,070	4,017			
	負担金払込金・掛金払込金		31,940,005	2,049,062	139,215							

事務費負担金払込金							119,271					
厚生費（保健事業）								607,034				
特定健康診査等費								26,000				
その他の支出	6,408						100,071	24,704	13,838	6,346	9,878	
他経理へ繰入金	51,101											
次年度支払準備金	1,354,052											
出 計	18,986,712	31,940,005	2,049,062	139,215	1,141	23,673	444,778	697,405	477,601	15,722	16,355	
差引当期利益金又は当期損失金（△）	74,897	0	0	0	0	0	△ 15,304	△ 56,514	111,203	1,697	△ 4,222	

貸借対照表の要旨

資 産	流動資産	2,402,228	2,073,037	138,525	1,041	74,824	373,343	991,541	1,986,654	10,353,675	66,523	837,635
	固定資産					94,000	10,757,435	14,902		70,523,261	1,351,731	
	資産合計	2,402,228	2,073,037	138,525	1,041	168,824	11,130,778	1,006,443	1,986,654	80,876,936	1,418,254	837,635
負 債	流動負債	683,608	2,073,037	138,525	1,041			13,869	18,681	74,844,587	153	896
	固定負債	1,354,052				168,824	11,130,778	399,793	75,673	36,644	153,844	703,000
	負債合計	2,037,660	2,073,037	138,525	1,041	168,824	11,130,778	413,662	94,354	74,881,231	153,997	703,896
純 資 産	資本剰余金											
	利益剰余金（欠損金）	364,568						592,781	1,892,300	5,995,705	1,264,257	133,739
	純資産合計	364,568	0	0	0	0	0	592,781	1,892,300	5,995,705	1,264,257	133,739
負債・純資産合計	2,402,228	2,073,037	138,525	1,041	168,824	11,130,778	1,006,443	1,986,654	80,876,936	1,418,254	837,635	